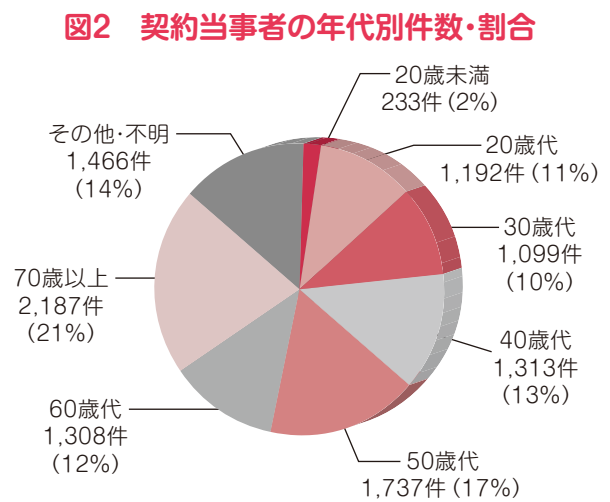
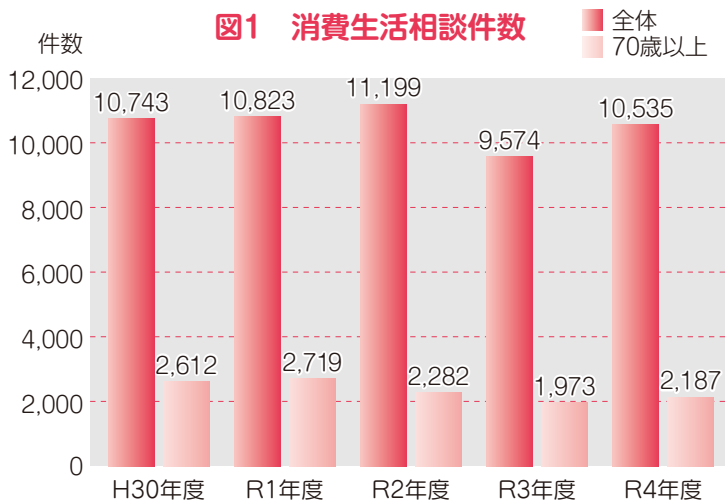


令和4年度消費生活相談概要

1 令和4年度消費生活相談件数

令和4年度消費生活相談件数は10,535件で、令和3年度に比べ件数で961件、割合で約10%増加しています(図1)。契約当事者の年代別にみると、70歳以上が2,187件(全体の21%)と最も多く、50歳代が1,737件(全体の17%)と続き、50歳以上で半数を占める結果となりました(図2)。



2 相談の多い商品・サービス

商品・サービス別件数(上位10位)

順位	商品・サービス	R4年度
1	商品一般	779件
2	工事・建築	588件
3	不動産貸借	495件
4	基礎化粧品	367件
5	エステティックサービス	354件
6	相談その他	266件
7	修理サービス	247件
8	役務その他サービス	220件
9	他の健康食品	182件
10	電気	172件

【1位】

「商品一般」の相談では、身に覚えのない請求や荷物が届いた、不審な電話やメールがあったがどうしたら良いかなどの相談が多く寄せられました。

【2位】

「工事・建築」に属する相談には、突然の訪問で本来不要な工事を言葉巧みに勧誘され、高額な工事を契約してしまったが、クーリング・オフをしたいなどの相談が多くなっています。

【3位】

「不動産貸借」に属する相談では、退去後にハウスクリーニング費用などを含む高額な原状回復費用を請求された、敷金が返還されないなどのトラブルの相談が多くを占めています。

【4位】

「基礎化粧品」に属する相談には、「お試し価格」や「特別価格」などの広告表記に惹かれ安価で購入したつもりだったが、実際は定期購入で高額な定価での購入条件が決まっていた。解約のために電話をかけたが、ずっと通話中でつながらず解約もできないといった相談が多くあります。

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

※市内3か所の消費生活センターの詳細は、裏面をご確認ください。

消費者教育のDVDを貸し出ししています。

消費生活総合センターでは、消費者トラブルの未然防止に役立てていただくために、DVDを無料で貸し出ししています。

アニメーションや落語家、芸人が出演しているものなど、楽しくご覧いただけるものもありますので、学校や地域の集会で、また見守りをされている方の勉強会などでご活用ください。

利用方法等

貸し出しの利用方法、詳細については、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。



関東甲信越ブロック 悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者被害特別相談

年々増加する高齢者の消費者被害の救済と未然防止、トラブル対応に関する情報提供などを目的に、関東甲信越ブロック1都9県6政令都市、国民生活センターが連携し、「高齢者被害特別相談」を実施します。

- 実施日：令和5年9月13日(水)～15日(金)
- 受付：9:00～16:30
- 対象：さいたま市在住の60歳以上の方
- 内容：訪問販売や電話勧誘などの消費生活に関する相談



いずれも、ご相談は下記窓口まで。
まずはお電話ください！

訪問販売による屋根工事の契約トラブルに引き続きご注意ください！

2023年2月NO.129でも掲載しましたが、依然として訪問販売による屋根工事の契約トラブルの相談が多く寄せられています。



【事例】

「向かいの家で工事をしているが、お宅の屋根の状態が悪いのですぐに工事が必要だ」と訪問業者に言われ、無料で点検するというので後日来てもらい屋根工事の契約をした。しかし落ち着いて考えると、向かいの家は工事をしておらず不信感を持ったため、クーリング・オフしたい。

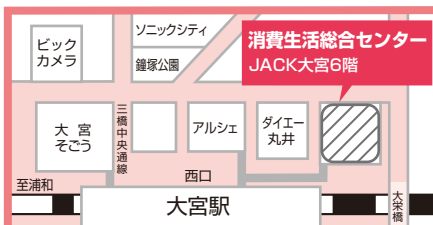


さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたまようこちゃん

アドバイス

- 突然訪問してきた事業者が安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して勧誘するなど、悪質なケースも見られます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりして工事内容や金額などを十分に検討しましょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。

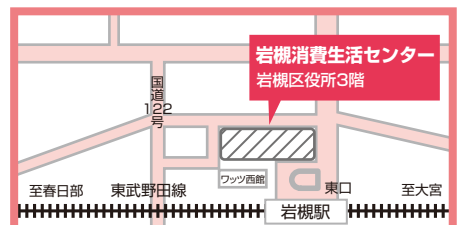
消費生活相談窓口



消費生活総合センター
JACK大宮6階
☎ 048-645-3421(相談窓口)
☎ 048-643-2247
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 9時～17時
※受付は16時30分まで



浦和消費生活センター
コムナール9階
☎ 048-871-0164(相談窓口)
☎ 048-883-4893
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 9時～17時
※受付は16時30分まで



岩槻消費生活センター
岩槻区役所3階
☎ 048-749-6191(相談窓口)
☎ 048-749-6193
相談受付 月曜～金曜日
相談時間 9時～12時、13時～17時
※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時～16時 ☎048-645-3421 ☎048-643-2247

※祝休日、年末年始 除く

〈お問い合わせ〉さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は27円です。